

県央圏域県管理河川に関する
減災に向けた地域の取組方針(案)の概要

県央圏域県管理河川に関する減災に向けた地域の取組方針（案）

1. はじめに
 - ・・・ 協議会設立の背景等について
2. 本協議会の構成員
 - ・・・ 大田市、川本町、美郷町、邑南町、国土交通省中国地方整備局、気象庁、島根県の各構成員及びオブザーバー
3. 減災のための目標
 - ・・・ ● **5年間で達成すべき目標**
 - 「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」
 - 「地域社会機能の継続性を確保すること」
 - **目標達成に向けた3本柱**
 1. 水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現
 2. 要配慮者利用施設における確実な避難
 3. 被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る
4. 概ね5年間で実施する取組
 - ・・・ **13項目の取組方針**
5. フォローアップ
 - ・・・ 毎年出水期前に協議会を開催し進捗状況の確認、必要に応じて取組方針の見直しを行う

地域の取組方針
～概ね5年で実施する取組～

○概ね5年で実施する取組

県減災協議会の取組(素案)

■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

1. 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成・周知 【県】
2. 水害ハザードマップの改良・周知 【市・町】
3. 避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインの策定 【中国地整・気象台・県・市】
4. 洪水時における河川管理者からの情報提供(ホットラインの定着) 【県・市・町】
5. 避難勧告等の発令判断を的確に行うための水防情報提供の充実 【県・気象台】
6. 水害リスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備 【県】
7. 出前講座や広報紙を活用した防災知識の普及 【協議会全体】
8. 水害リスクの高い重要水防区域、危険な箇所の共同点検 【県・市・町】
9. 水害危険性の周知促進 【県・市・町】

■要配慮者利用施設における確実な避難

10. 要配慮者利用施設の管理者が策定する避難確保計画作成支援 【協議会全体】

■被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る

11. 河川改修、堆積土砂の撤去等による洪水氾濫を未然に防ぐ対策 【県・市・町】
12. 排水施設、排水資機材等の情報を共有 【中国地整・県・市・町】
13. 市町村庁舎等の災害拠点施設の自衛水防の推進 【県・市】

■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

1 想定最大規模の降雨に係る浸水想定区域等の作成・周知

水防法第14条

【島根県】

- 現状**
- ・【大田市】洪水予報河川、水位周知河川では、河川整備の**計画規模降雨**に対する浸水想定区域図を作成・公表
 - ・【川本町・美郷町・邑南町】県管理河川について、浸水想定区域が示されていない

- 取組**
- ・平成27年改正水防法に基づき、**想定最大規模降雨**に係る洪水浸水想定区域図の作成・公表
 - ・新たに作成した区域図を構成員で共有し、市町村のハザードマップの基礎図等に活用

計画規模降雨の浸水想定区域図

想定最大規模降雨 の洪水浸水想定区域図

例) 静間川



- **洪水浸水想定区域**
想定最大規模降雨によって破堤又は溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域
- **家屋倒壊等氾濫想定区域**
想定最大規模降雨が生起し、洪水時に家屋が流出・倒壊する恐れがある範囲
- **浸水継続時間**
氾濫水到達後、一定の浸水深(50cm)に達してからその浸水深を下回るまでの時間

- ・市町村のハザードマップ等の基本図として使用
- ・その他、土地利用や都市計画の検討等においても活用

計画規模降雨の浸水想定区域図を県のHP等で公表

■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

□県管理河川の洪水浸水想定区域図策定スケジュール

浸水想定区域を作成する対象河川

「洪水予報河川」：流域面積が大きく、洪水により相当な損害が生じる恐れがあり、水位等の予測が技術的に可能な河川

「水位周知河川」：洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が生じる恐れがあり、水位の到達情報を周知する河川

策定スケジュールは
変更の可能性があります



	対象河川	関係市町村	作成予定年次
1	意宇川	松江市	平成29年度
2	飯梨川	安来市	平成30年度
3	伯太川	安来市	平成30年度
4	斐伊川	雲南市	平成30年度
5	赤川	雲南市	平成30年度
6	三刀屋川	雲南市	平成30年度
7	久野川	雲南市	平成30年度
8	静間川	大田市	平成31年度
9	三瓶川	大田市	平成31年度
10	敬川	江津市	平成30年度
11	八戸川	江津市	平成30年度
12	浜田川	浜田市	平成31年度
13	周布川	浜田市	平成31年度
14	下府川	浜田市	平成31年度
15	三隅川	浜田市	平成31年度
16	益田川	益田市	平成29年度
17	津和野川	津和野町	平成29年度
18	高津川	吉賀町	平成29年度
19	八尾川	隠岐の島町	平成30年度

■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

2 水害ハザードマップの改良・周知等 水防法第14条

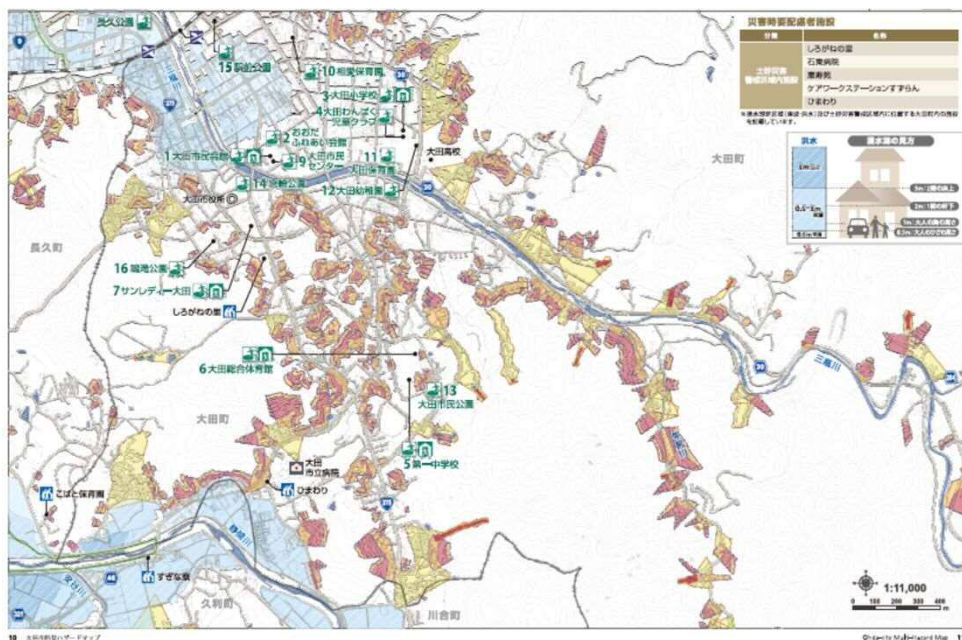
【大田市】

現状 ・【大田市】**計画規模降雨**に対する浸水想定区域図に基づくハザードマップを作成・公表

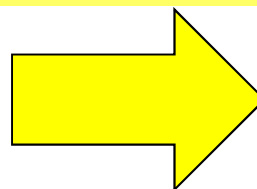
取組 ・**想定最大規模降雨**に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた**水害ハザードマップに改良**
・新たに作成された水害ハザードマップは住民配布や国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録するなど、**広く住民等へ周知**

現状のハザードマップ

例) 三瓶川



避難場所、避難経路等の再検討



・住民配布
・ポータルサイトへ登録

国土交通省ハザードマップポータルサイト
～身のまわりの災害リスクを調べる～

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

3 避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインの策定 【中国地整・気象台・島根県・大田市】

現状

・出水時に河川管理者から提供する情報に対し、各市が行うべき事項を整理した「**水害対応チェックリスト**」を平成28年度に作成【水位に応じて各機関がとるべき行動をリスト化】

取組

・市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、河川管理者及び各市等その実施主体を時系列で整理する「**水害対応タイムライン**」を作成

水害対応チェックリスト(対象河川：洪水予報河川・水位周知河川、水防警報河川)

参考：静間川(八日市橋)水害対応チェックリスト

静間川【八日市橋】		水害対応チェックリスト			
レベル	河川水位	気象・水象	チェック欄	大田市の対応	チェック欄
1	低い	八日市橋水位観測所の水位が 水防警報 水位に到達した場合【八日市橋水位観測所(水位1.50m)】	水防警報(警報) ※水防団待機水位【八日市橋水位観測所(水位1.50m)】到達で大田事業所が発表	・市町村管理又は操作を委託されている機関・種管等の操作担当者に、操作に関する注意喚起を行う ・災害準備体制に入る ・河川水位情報及び警報(待機)を消防本部へ伝達する(FAX)	
		気象等予報の発表があった場合 ・降雨状況及び河川状況等により必要と認められる場合 【八日市橋水位観測所(水位2.00m)】	水防警報(警報) ※【神田橋水位観測所(水位2.00m)】到達で大田事業所が発表 大田事業所一環係市町村(鳥根県水防情報システムによりメール、FAXにて情報伝達)	・河川水位情報及び警報(準備)を消防本部へ伝達する(FAX) ・防災気象情報(鳥根県水防情報・川の防災情報等)により水位情報を把握する ・今後、引き続き川の水位の上昇が見込まれるとき、災害警戒本部(第1次動員体制)に入る	
2 (注意)		八日市橋水位観測所の水位が 注意 水位に到達した場合【八日市橋水位観測所(水位2.50m)】	水位到達情報(注意) ※注意水位【八日市橋水位観測所(水位2.50m)】到達で大田事業所が発表 大田事業所一環係市町村(鳥根県水防情報システムによりメール、FAXにて情報伝達)	・災害警戒本部(第2次動員体制)に入る ・浸水が予想される要配慮者施設に河川水位情報(注意)を伝達する(FAX)	
		■ネットライン伝達内容 静間川八日市橋の水位は○枠0分には避難勧告水位である1.50mに到達しました。避難勧告等について判断をお願いします。 また、今後の水位の状況を注視してください。	水防警報(出動) ※注意水位【八日市橋水位観測所(水位2.50m)】到達で大田事業所が発表 県央土一環係市町村(鳥根県水防情報システムによりメール、FAXにて情報伝達)	・河川水位情報及び警報(出動)を消防本部へ伝達する(FAX) ・消防団(水防団)による監視結果や水防活動の実施状況を確認し、水防上危険であることと認められる箇所があるときは大田事業所に連絡して必要措置を求める ・必要に応じ、大田事業所から助言を受ける	
		■ネットライン伝達内容 静間川八日市橋の水位は○枠0分には避難勧告水位である1.50mに到達しました。避難勧告等について判断をお願いします。 また、今後の水位の状況を注視してください。	※大田事業所水防班から大田市危機管理室へ直接電話等で連絡 県央土大田事業所管理課 84-9348 危機管理室 防災専用電話 82-1123	・水位状況の情報共有を行う ・避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難準備情報の発表の判断を行う	

3 (警戒) / 4 (危険) / 5 (高)

水位に応じて各機関が取るべき行動をリスト化

八日市橋水位観測所の水位が 避難 水位に到達した場合【八日市橋水位観測所(水位2.80m)】	水位到達情報(注意) ※避難水位【八日市橋水位観測所(水位2.80m)】到達で大田事業所が発表 大田事業所一環係市町村(鳥根県水防情報システムによりメール、FAXにて情報伝達)	・災害対策本部(第3次動員体制)に入る ・総務部長を本部長とし、避難準備情報の発令を判断できる体制をとる ・重要水防箇所や危険箇所等の位置を確認し、避難準備情報の発表対象地域を検討する ・ 避難準備情報の発令を判断する 。また、避難所開設の判断をする。
■ネットライン伝達内容 静間川八日市橋の水位は○枠0分には避難勧告水位である1.50mに到達しました。避難勧告等について判断をお願いします。 また、今後の水位の状況を注視してください。	【ネットライン】 大田事業所長 ⇄ 大田市長 ※大田事業所長から大田市長へ直接電話等で連絡	・浸水が予想される要配慮者施設に河川水位情報(注意)を伝達する(FAX) ・浸水が予想される要配慮者施設に避難準備情報を伝達する(FAX) ・避難準備情報該当地区(地区)に防災無線、音声告知放送及び大田市メール等で伝達する ・放送事業者・県防災機関・消防・警察・支所・社協等に避難準備情報を伝達する(FAX) ・水位等の監視体制を強化し10分毎の河川水位、雨量、降水時間予報を確認する ・水位状況の情報共有を行う ・過去の洪水との比較等、洪水の切迫性について確認する ・避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難勧告等の発令の判断を行う
八日市橋水位観測所の水位が 危険 水位に到達した場合【八日市橋水位観測所(水位3.80m)】	水位到達情報(注意) ※危険水位【八日市橋水位観測所(水位3.80m)】到達で大田事業所が発表 大田事業所一環係市町村(鳥根県水防情報システムによりメール、FAXにて情報伝達)	・災害対策本部(第3次動員体制)に入る ・大田市長もしくはその副市長(代行者)が本部長とし、避難勧告等発令できる体制をとる ・重要水防箇所や危険箇所等の位置を確認し、避難勧告等の発令対象地域を検討する ・必要に応じ、大田事業所から助言を受ける
■ネットライン伝達内容 静間川八日市橋の水位は○枠0分には避難勧告水位である1.50mに到達しました。避難勧告等について判断をお願いします。 また、今後の水位の状況を注視してください。	【ネットライン】 大田事業所長 ⇄ 大田市長 ※大田事業所長から大田市長へ直接電話等で連絡	・ 避難勧告の発令を判断する ・浸水が予想される要配慮者施設に河川水位情報(危険)を伝達する(FAX) ・浸水が予想される要配慮者施設に避難勧告を伝達する(FAX) ・避難勧告該当地区(地区)に防災無線、音声告知放送及び大田市メール等で避難勧告を伝達する ・放送事業者・県防災機関・消防・警察・支所・社協等に避難勧告を伝達する(FAX)
【堤防決壊】 左岸≒5.70m 右岸≒5.40m	水防警報(警報) ※危険水位【八日市橋水位観測所(水位3.80m)】到達で大田事業所が発表 大田事業所一環係市町村(鳥根県水防情報システムによりメール、FAXにて情報伝達)	・ 避難勧告の発令を判断する ・浸水が予想される要配慮者施設に避難指示を伝達する(FAX) ・避難指示該当地区(地区)に防災無線、音声告知放送及び大田市メール等で避難指示を伝達する ・放送事業者・県防災機関・消防・警察・支所・社協等に避難指示を伝達する(FAX) ・河川水位情報及び警報(指示)を消防本部へ伝達する(FAX) ・消防団(水防団)の活動状況を確認し、必要に応じ避難準備へ自衛隊の派遣を要請する。また、消防団(水防団)に対し必要に応じ安全な場所に避難を指示する
■ネットライン伝達内容 静間川○地点にて堤防が発生しています。住居に対し、堤防の決壊を警戒して下さい。	【ネットライン】 大田事業所長 ⇄ 大田市長 ※大田事業所長から大田市長へ直接電話等で連絡	・災害対策本部(第4次動員体制)に入る(全職員動員体制) ・住居に対し、堤防の決壊等の状況を伝達する ・要配慮者施設に堤防の決壊等の状況を伝達する ・放送事業者・県防災機関・消防・警察・支所・社協等に堤防の決壊等の状況を伝達する ・必要に応じ都道府県へ自衛隊を要請する ・水防団からの報告等により堤防の決壊が一旦早く発生した場合には、大田事業所、所轄警察等の関係機関に通知する

■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

4 洪水時における河川管理者からの情報提供(ホットラインの定着)【島根県・大田市・川本町・美郷町・邑南町】

現状

・避難勧告等の発令判断に直結するような緊急又は重要な情報については、あらかじめ定められた通報系統に加えて、事前に構築した**ホットラインの活用により直接市長等に河川の情報等を伝達**

取組

・ホットラインの定着を図るため、出水期前の**情報伝達演習等を通じて連絡体制の定着**を図る

ホットラインの開設

平成28年6月



洪水予報河川・水位周知河川

(静間川・三瓶川)



指定水防管理団体

大田市

平成29年6月



その他河川のみ町



水防管理団体

川本町・美郷町・邑南町

ホットライン：首長と所長が直接電話で相談・助言を行う

大田市長



県央県土整備事務所

大田事業所長

川本町長

美郷町長

邑南町長



県央県土整備事務所長

※情報伝達演習を通じて連絡体制の確立

■円滑な避難勧告の発令／ホットラインの取り組み

- 水防災意識社会再構築ビジョンの取り組みにより、市・国・県からなる、「浜田圏域県管理河川に関する減災対策協議会」を平成29年5月16日に開催し、現状の水害リスク情報や取組状況について確認。
- 同年7月4日から的大雨においては、県西部で総雨量300ミリ超を観測。島根県では初となる大雨特別警報が発表。
- 協議会の場で確認した、水防情報伝達やホットラインの取り組みを実施。浜田市においては、円滑に避難勧告等を発令。道路の寸断により一時的に集落が孤立する事態となったが、河川の氾濫は無く人的被害も発生しなかった。

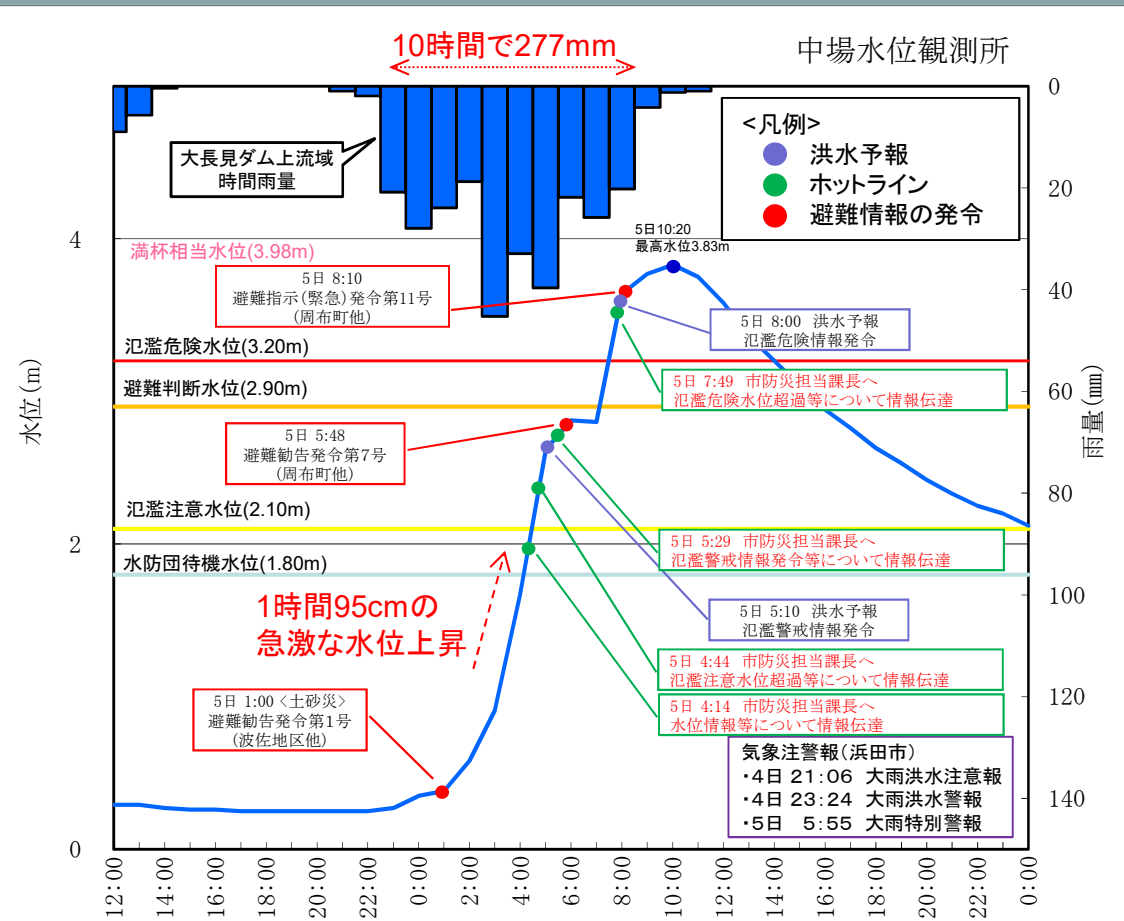
浜田圏域県管理河川に関する減災対策協議会

- 平成29年5月16日(火)10:00～11:30
- 議題
 - ・水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取組
 - ・現状の水害リスク情報、被害を軽減するための取組状況の共有
- 委員
 - 浜田市長、江津市長
 - 浜田河川国道事務所長、松江地方気象台長
 - 浜田県土整備事務所長
- オブザーバー
 - 中国地方整備局河川部
 - 県防災部防災危機管理課、土木部河川課



協議会開催状況

周布川水系周布川における水位とホットライン・避難勧告等



道路崩れ集落孤立

「早く復旧を」家心配

ヘリで住民救助

自治体迅速に避難指示

13年豪雨の経験生かす

積乱雲次々 線状降水帯
梅雨末期発生しやすく

大雨が響いた仕組み

7/6 山陰中央新報



上流域の被災状況

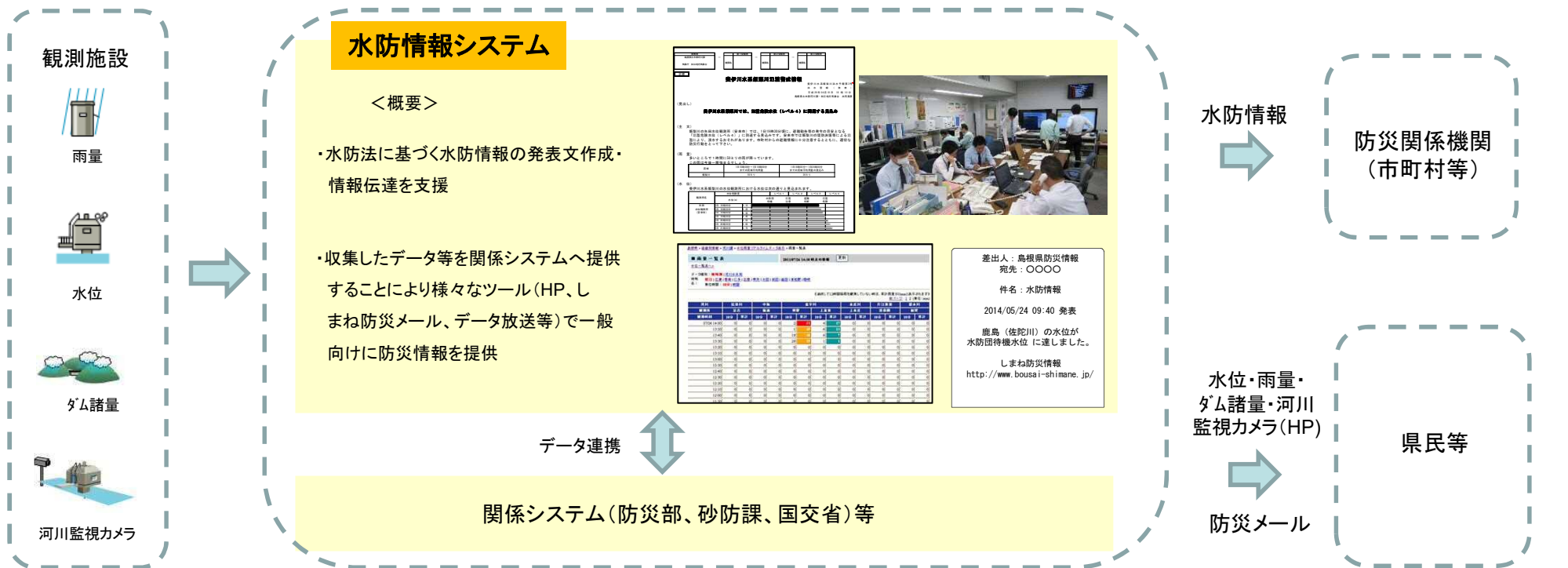
■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

5 避難勧告等の発令判断を的確に行うための水防情報提供の充実

【島根県】

現状 ・現行水防情報システム等において、防災関係機関・県民向けに各種水防情報を発信

取組 ・次期水防情報システム等の開発により、「**水防情報の迅速確実な伝達**」「**県民向けの情報提供の充実**」を図る



「水防情報の迅速確実な伝達」・・・例) 異常値のチェック機能を追加
 「県民向けの情報提供の充実」・・・例) スマートフォン対応機能を追加
 など

水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

5 避難勧告等の発令判断を的確に行うための水防情報提供の充実

【気象台】



平成29年度出水期に実施した 防災気象情報の改善の概要

基本的方向性

- 社会に大きな影響を与える現象について、可能性が高くないとも発生のおそれを積極的に伝えていく。
- 危険度やその切迫度を認識しやすくなるよう、分かりやすく情報を提供していく。

交通政策審議会気象分科会提言「新たなステージ」に対応した防災気象情報と観測・予測技術のあり方（平成27年7月29日）より

改善Ⅰ 危険度を色分けした時系列

H29年
5月～

- 今後予測される雨量等や危険度の推移を時系列で提供

危険度を色分け

注意報・警報(文章形式)

平成29年7月4日4時22分 国土地方気象台発表

鳥取県の注意警報事項
 豪雨、前線では、強い土壌の浸水や河川の増水に注意してください。
 鳥取県では、強風や豪雨、浸水に注意してください。

松江市【(対象)大雨、強風、波浪、浸水注意報【継続】警報】
 特別事項 浸水注意
 浸水、注意期間 4日翌朝から、4日夕方まで
 2時間最大雨量 40mm

風
 注意期間 当日明け方にかけて、以後も続く
 風、注意期間 4日翌朝から、4日夕まで

南西の風
 強上、最大風速 12メートル
 強上、最大風速 15メートル
 強、注意期間 4日翌朝から、4日夕まで

浸水、注意期間 4日翌朝から、4日夕方まで
 行方不明 確認

平成 x x 年 x x 月 x 日 x x 時 x x 分 x x 地方気象台発表
x x 市

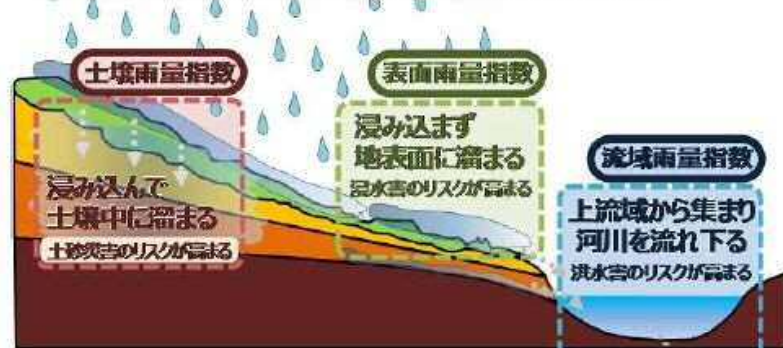
【(対象) 豪雨、波浪警報、大雨、雷、濃霧注意報
【継続】 高潮注意報

警報・注意報等の種類	今後の発令(注)警報級(注)注意報級								
	7日	8日	9日						
警報・注意報等の種類	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24
1時間最大雨量(注1)	10	10	30	30	50	50	50	30	
(浸水警報)									
風向	地上	地上	地上	地上	地上	地上	地上	地上	地上
風速(メートル)	地上	地上	地上	地上	地上	地上	地上	地上	地上
浸水	深さ(メートル)	5	5	8	8	8	9	8	7
浸水(メートル)	0.7	0.7	0.8	1.0	1.8	2.0	1.8	1.2	1.2

改善Ⅲ 危険度分布(メッシュ情報)の充実

- 災害発生の危険度の高まりを評価する技術の開発(表面雨量指数・流域雨量指数)

【降雨により災害発生の危険度が高まるメカニズム】



- 大雨警報・洪水警報等を発表した市町村内においてどこで実際に危険度が高まっているかを確認できる危険度分布の提供



- 危険度分布の技術を活用した大雨特別警報の発表対象区域の改善

改善Ⅱ 「警報級の可能性」の提供

H29年
5月～

- 夜間の避難等の対応を支援する観点から、可能性が高くないでも、「明朝までに警報級の現象になる可能性」を夕方までに発表
- 台風等対応のタイムライン支援の観点から、数日先までの警報級の現象になる可能性を提供

日付	明朝まで	明日	明後日	(金)	(土)	(日)
警報級の可能性	雨 中	—	—	中	高	—
	風 中	—	—	高	高	—

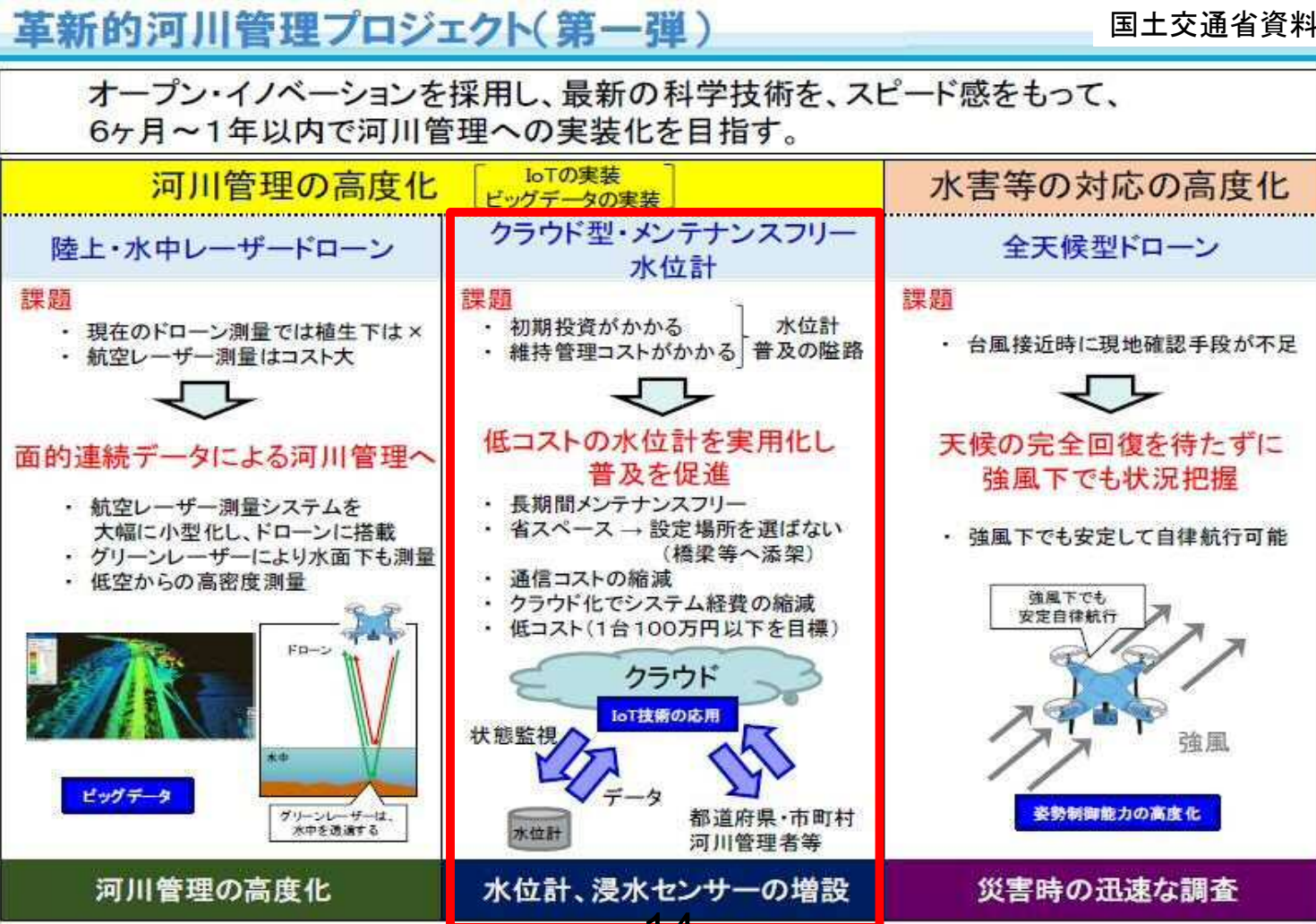
■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

6 簡易水位計等の整備による水防情報の充実

【島根県】

現状 ・県水防情報システムにおいて、県内138箇所水位情報を発信

取組 ・水害リスクの高い箇所を監視するため新たに簡易水位計を整備
 ・県内モデル河川で設置・検証した上で、順次拡大を図る予定



■水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

8 水害リスクの高い重要水防区域、危険な箇所共同点検 【島根県・大田市・川本町・美郷町・邑南町・他】

現状

- ・毎年、出水期前に河川管理者と各市及び関係機関と水防に関する連絡協議会等を開催し、「危険な箇所」等の現地確認を実施

取組

- ・出水期前に連絡調整協議会等を開催し、「危険な箇所」「重要水防区域」「水防資機材」等について、河川管理者・市・消防団等と共同して点検を実施



現地点検状況



点検結果の確認状況

9 水害危険性の周知促進

水防法第13条の2、水防法第15条の11

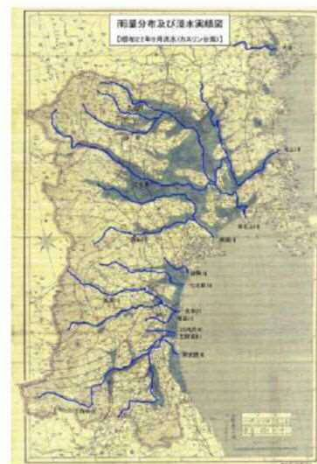
現状

- ・洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川については、水防法に基づく浸水想定区域は策定されず、水害危険性が周知されていない

取組

- ・過去の浸水実績等を把握し、水害ハザードマップ等により住民へ周知

【島根県・大田市・川本町・美郷町・邑南町】



浸水実績図



家屋等の浸水痕跡



水害誌

地域の水害危険性の周知に関するガイドラインより
～国土交通省～

■要配慮者利用施設における確実な避難

10 要配慮者利用施設の管理者が策定する避難確保計画作成支援 水防法第15条の3

【協議会全体】

現状

- ・市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画を作成した施設は一部

取組

- ・要配慮者利用施設管理者向けの説明会を開催(平成29年1月～2月開催)
- ・洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設を確認するとともに、各市地域防災計画に定められた施設の避難確保計画作成を支援
- ・モデル施設(兵庫県・岡山県・岩手県)で作成する避難確保計画を共有

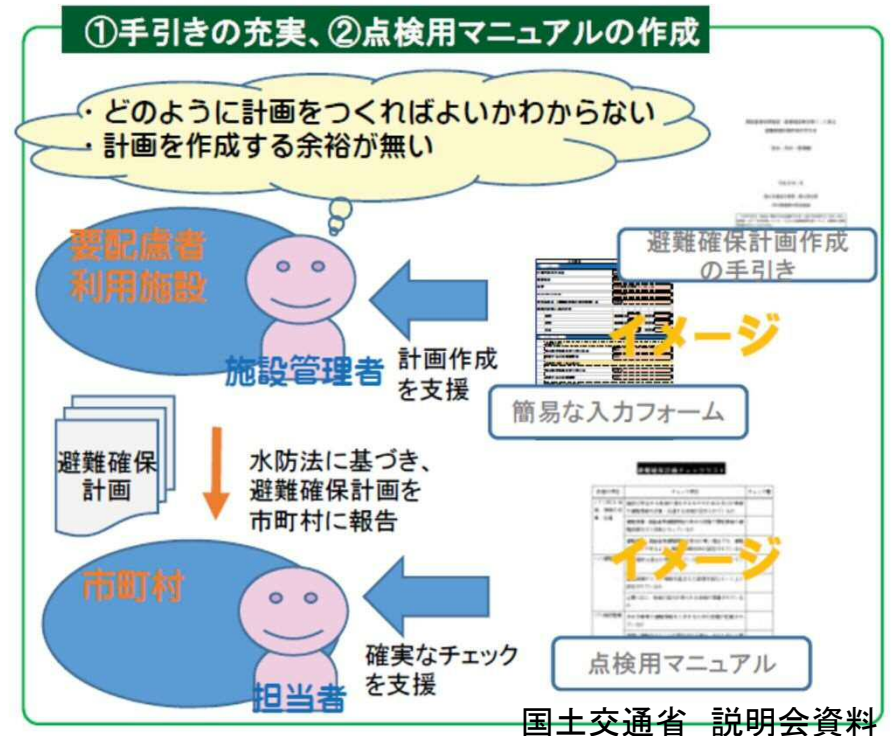
要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化 (改正水防法H29.6.19施行)



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

平成33年度までに
避難確保計画作成率100%を目指す。
→ 逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現

○避難確保計画作成支援

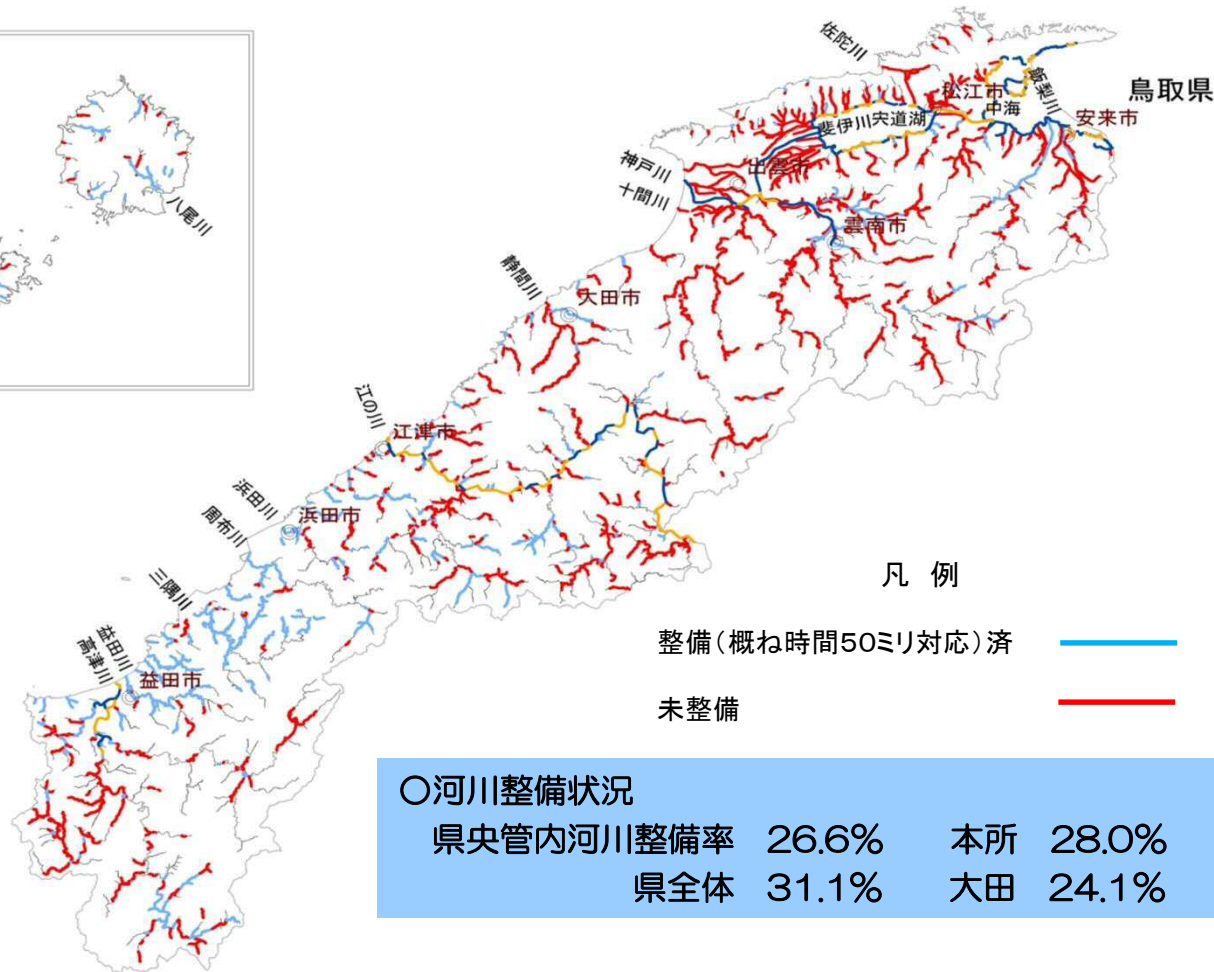
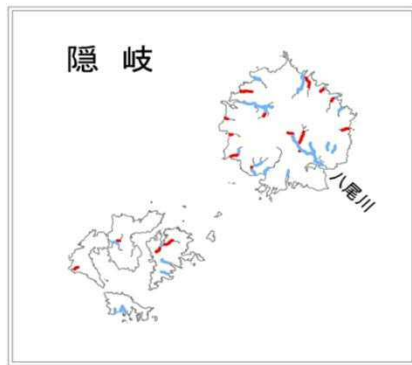


被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る

11 河川改修、堆積土砂の撤去等による洪水氾濫を未然に防ぐ対策 【島根県、大田市、川本町、美郷町、邑南町】

取組

- ・河川の整備状況を共有し、河川改修、水門・排水施設の長寿命化の取組について計画的に実施
- ・通水を阻害する堆積土砂・立木の撤去について優先箇所を定めて順次実施
- ・河川改修、又は施設更新時に樋門・樋管のフラップ化等の無動力化を検討



堆積土砂の撤去状況



支障木等の撤去状況

■被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る

12 排水施設、排水資機材等の情報の共有 【中国地整、島根県、大田市、川本町、美郷町、邑南町】

取組

- ・排水施設、排水資機材、備蓄水防資機材等の情報を毎年度出水期前に共有
- ・長期にわたり浸水が継続し重要施設(市庁舎等)が存する地域において排水施設の運用を検討

○県内の排水ポンプ車配置位置図



島根県の排水ポンプ車
(雲南県土配備)



13 市町村庁舎等の災害拠点施設の自衛水防の推進

【島根県、大田市】

取組

- ・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に対する情報伝達体制・方法の共有
- ・浸水想定区域内の市町村庁舎の機能確保のため、耐水化・非常用電源等の必要な対策について、協議会で共有



平成27年9月 関東・東北豪雨
防災拠点である常総市役所も浸水

県央圏域県管理河川に関する減災に向けた地域の取組方針（案）

取組スケジュール		H 2 9 年度	H 3 0 年度	H 3 1 年度	H 3 2 年度	H 3 3 年度	
1	洪水浸水想定区域図	・ 航空レーザ測量		【大田市】 2 河川 静間川、三瓶川			県
2	水害ハザードマップ改良			洪水浸水想定区域図に基づく 水害ハザードマップの改良			市・町
3	水害対応タイムライン	水害対応チェックリスト作成 H28.6		洪水浸水想定区域図作成後に順次見直し			協議会 全体
4	ホットラインの定着	ホットライン開設 H28.6 H29.6	情報伝達演習等を通じてホットラインの定着を図る				県・市・ 町
5	水防情報システム開発		システム開発	次期水防情報システムの運用			県・ 気象台
6	簡易水位計等の整備		モデル河川で簡易水位計設置・検証	簡易水位計の追加整備			県
7	防災知識の普及	防災知識普及の継続的な実施					協議会 全体
8	共同点検		毎年出水期前に重要水防区域・危険な箇所共同点検				県・市・ 町・他
9	水害危険性の周知		浸水実績の収集整理	水害ハザードマップ等による周知 水位周知河川の追加指定			県・市・ 町
10	要配慮者利用施設 避難確保計画	施設管理者向け説明会 H29.1~2	要配慮者利用施設管理者による避難確保計画作成支援 洪水浸水想定区域図を踏まえ対象施設の見直し				協議会 全体
11	河川改修・堆積土撤去等	河川改修・堆積土撤去の継続実施					県・市・ 町
12	排水施設等の情報共有			洪水浸水想定区域図を踏まえ、 長期浸水地域において運用の検討			中国地 整・県・ 市・町
13	市町村庁舎等の自衛水防		情報伝達方法の共有、耐水化・非常用電源等の対策				県・市

5
か
年
の
取
組
目
標
達
成

毎年出水状況を共有：適宜、取組項目・スケジュールの見直しを行う

県央圏域県管理河川に関する減災対策協議会（各機関における取組内容の詳細【案】）

資料3-3

	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関						備考
				大田市	川本町	美郷町	邑南町	浜田河川国道事務所	松江地方気象台	
■ 水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現										
1	※想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成・周知 ・浸水継続時間、家屋倒壊等想定氾濫区域の設定し公表	静間川、三瓶川	平成31年度末まで					平成28年度公表済		・想定最大規模降雨による浸水想定区域図作成・公表し、関係市へ提供。 ・H31～大田市
2	※水害ハザードマップの改良・周知 ・想定最大規模降雨の浸水想定に基づく水害ハザードマップの改良・周知	対象流域	平成33年度末まで	・県の浸水想定区域図公表の後に、ハザードマップの見直し。 ・ハザードマップポータルサイトに登録し、住民等へ広く周知。 ・印刷物の各戸配布						
3	※避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインの策定 ・情報伝達演習等を通じ、改善を進めながら定着を図る	静間川、三瓶川	平成30年度出水期まで	・既存の水害対応チェックリストを基に水害対応タイムラインを作成 ・実洪水、情報伝達訓練を踏まえ適宜見直し				・タイムラインの策定に関する支援	・水害対応タイムラインの確認・調整。水害対応タイムラインにおいて防災気象情報を有効に活用する観点から助言	・既存の水害対応チェックリストを基に水害対応タイムラインを作成 ・実洪水、情報伝達訓練を踏まえ適宜見直し
4	※洪水時における河川管理者からの情報提供（ホットラインの定着） ・出水期前の情報伝達演習等を通じて連絡体制の定着を図る	静間川、三瓶川	平成28年度から継続実施	・出水期前の情報伝達演習等を通じて連絡体制の定着を図る	・出水期前の情報伝達演習等を通じて連絡体制の定着を図る	・出水期前の情報伝達演習等を通じて連絡体制の定着を図る	・出水期前の情報伝達演習等を通じて連絡体制の定着を図る			・出水期前の情報伝達演習等を通じるなどにより連絡体制の定着を図る
5	※避難勧告等の発令判断を的確に行うための水防情報提供の充実 ・次期水防情報システムの開発により県民向け情報提供の充実等を図る ・防災気象情報の改善を図り、危険度やその切迫度を分かりやすく提供	圏域	平成32年度末まで						・防災気象情報の改善 ○危険度を色分けした時系列 ○警報級の可能性の提供 ○危険度分布（メッシュ情報）の充実	・次期水防情報システムの開発 ○操作法を改善し迅速な情報提供 ○観測データの異常値チェック機能 ○スマートフォンに対応した情報提供 ○訓練シナリオの充実 ・雨量計、水位計等の更新
6	※水害リスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備 ・県内モデル河川で検証した上で、順次拡大を図る	圏域	平成30年度から順次実施	・水位計の設置が必要な河川、箇所を河川管理者と検討する。	水位計の設置が必要な河川、箇所を河川管理者と検討する	・対象河川の有無及び選定を行う。	・水位計の設置が必要な河川、箇所を河川管理者と検討する。			・モデル河川に簡易水位計を整備し、効果を検証した上で順次拡大を図る ○モデル河川・・・今後調整
7	※出前講座や広報紙を活用した防災知識の普及 ・出前講座により水防情報の入手、活用方法等について周知 ・広報紙を活用した情報発信	圏域	毎年継続実施	・防災出前講座等により防災情報の入手、活用方法等について周知を図る	小学校、中学校、高校での防災教室の開催や出前講座の開催により防災地域の普及を図る	・広報誌等を利用した防災知識の普及 ・小・中学校での防災教室や地域での出前講座の開催により防災地域の普及を図る	・出前講座や防災講演会、広報誌等を利用し防災知識の普及を図る。	・防災知識の普及に協力	・出前講座等により防災気象情報の入手、活用方法等について周知。また、協議会として防災教育を実施する際には講師派遣、資料提供に対応。	・出前講座により水防情報の入手、活用方法等について周知 ・広報紙を活用した防災情報発信
8	※水害リスクの高い重要水防区域、危険な箇所の共同点検 ・出水期前に重要水防区域、危険な箇所、水防資機材等について、河川管理者・市・消防団等と共同点検を実施	静間川、三瓶川 他	平成30年度から	・出水期前に重要水防区域、危険な箇所、水防資機材等について、河川管理者・市・消防団等と共同点検	・出水期前に重要水防区域、危険な箇所、水防資機材等について、河川管理者・市・消防団等と共同点検	・出水期前に重要水防区域、危険な箇所、水防資機材等について、河川管理者・市・消防団等と共同点検	・出水期前に重要水防区域、危険な箇所、水防資機材等について、河川管理者・市・消防団等と共同点検			・出水期前に重要水防区域、危険な箇所、水防資機材等について、河川管理者・市・消防団等と共同点検
9	※水害危険性の周知促進 ・過去の浸水実績等を把握し、水害ハザードマップ等により住民へ周知 ・水位周知河川に新たに指定する河川について調整	—	平成32年度から	・水害実績等の周知検討	浸水実績の周知検討等	・浸水実績等の周知検討	・浸水実績等の周知検討			・過去の浸水実績や簡易な方法を活用した浸水想定区域を関係市へ提供。 ・役場等に係る河川を中心に対象河川を調整

	主な取組項目	対象	目標時期	取組機関						備考	
				大田市	川本町	美郷町	邑南町	浜田河川国道事務所	松江地方気象台		島根県
■ 要配慮者利用施設における確実な避難											
10	※要配慮者利用施設の管理者が策定する避難確保計画作成支援 ・施設管理者向けの説明会を開催(平成29年1月～2月) ・モデル施設で作成する避難確保計画を協議会の場で共有	圏域	平成28年度から継続実施	・対象施設の策定状況の把握と策定に必要な支援の実施	作成に向けた支援の実施	・対象施設の策定状況の把握と策定に必要な支援の実施	・対象施設の策定状況の把握と策定に必要な支援の実施	・平成28年度施設管理者向け説明会の開催 ・避難確保計画作成に関する支援	・平成28年度施設管理者向け説明会の開催 ・避難確保計画において防災気象情報を有効に活用する観点から助言	・平成28年度施設管理者向け説明会の開催 ・モデル施設で作成する避難確保計画を協議会の場で共有 ・(例)モデル施設で避難確保計画の作成	
■ 被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る											
11	※河川改修、堆積土砂の撤去等による洪水氾濫を未然に防ぐ対策 ・河川整備状況を共有 ・河川改修、水門・排水施設の長寿命化について計画的に実施 ・通水を阻害する堆積土砂・立木の撤去について優先箇所を定めて順次実施	圏域	平成28年度から継続実施	・通水を阻害する堆積土砂・立木の撤去について県と調整し優先箇所を定めて順次実施	通水を阻害する堆積土砂・流木の撤去について県と調整し優先箇所を定めて順次実施	・河川状況の監視 ・通水を阻害する堆積土砂・流木の撤去について県と調整し優先箇所を定めて順次実施	通水を阻害する堆積土砂・流木の撤去について県と調整し優先箇所を定めて順次実施			・河川整備状況を共有 ・河川改修、水門、排水施設の長寿命化について計画的に実施 ・通水を阻害する堆積土砂・立木の撤去について関係市と調整し優先箇所を定めて順次実施	
12	※排水施設、排水資機材等の情報を共有 ・排水施設、排水資機材、備蓄水防資機材等の共有 ・長期にわたり浸水が継続し重要施設(市町村庁舎等)が存する地域において排水計画作成	圏域	毎年継続実施	・排水施設、排水資機材等の情報の共有	排水施設、排水資機材等の情報の共有	・排水施設、排水資機材等の情報の共有	・排水施設、排水資機材等の情報の共有	・排水施設、排水資機材等の情報の提供 ・排水計画策定に関する助言		・排水施設、排水資機材等の情報の共有 ・長期にわたり浸水が継続し重要施設(市町村庁舎等)が存する地域において排水計画を作成	
13	※市町村庁舎等の災害拠点施設の自衛水防の推進 ・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に対する情報伝達体制・方法の共有 ・浸水想定区域内の市町村庁舎の機能確保のため、耐水化・非常用電源等の必要な対策について、協議会で共有	圏域	平成29年度から継続実施	・災害拠点施設に対する情報伝達体制・方法について共有を図る				・自衛水防推進に関する支援		・浸水想定区域内の庁舎や災害拠点病院等に対する情報伝達体制・方法の共有 ・浸水想定区域内の市町村庁舎の機能確保のため、耐水化・非常用電源等の必要な対策について、協議会で共有	